

「社会連帯原理」に関する一考察

— 高藤説に対する批判・指摘を手がかりとして —

台 豊

I はじめに

わが国の社会保障法学においては、長年、憲法25条を根拠とする「生存権原理」が、立法や法解釈を領導する単一の基本原理として位置付けられ、これに基づく規範的な研究や議論が行われてきた。これに対し、1980年代半ば以降、高藤昭が「社会連帯原理」を生存権原理と相並ぶ「社会保障法の基本原理」と位置付け、いくつかの注目すべき論考を発表している¹⁾。しかしながらこの高藤説に対しては、後述のように一定の評価がある一方で、強い批判も寄せられており、その後の理論展開も必ずしも活発ではない²⁾。

本稿は、この社会連帯原理に関する一層の議論の契機を提供することを目的として、高藤説に対する批判や指摘を手がかりに、社会連帯原理の内容、とりわけそれが法原理として有する効果について、若干の考察を加えるものである。

なお、本稿においては、「社会連帯」を高藤による定義、すなわち「一生活集団内における相対的強者が相対的弱者を援助する関係」の意で用いる³⁾⁴⁾。また、「(法)原理」を、「立法および法解釈を規範的に領導する目的理念」の意で用いる⁵⁾。もっとも、一般に社会保障法の目的理念が「個々の条文の解釈や裁判を左右するというケースはきわめて限られる」ことから、結果として立法をいかに領導するかが、「(法)原理」の主な機能と

なる⁶⁾。

II 高藤説の意義とこれに対する批判・指摘

1 高藤説の概要

社会連帯原理に関する高藤説は、おおむね次のように要約することができる⁷⁾。

- ① 従来、生存権原理のみによって把握されてきた社会保障体系の中でも、特にその中核に位置する社会保険の根底には、もう一つの法原理として社会連帯原理が明確に存在している。
- ② 具体的には、所得比例拠出、賦課方式、単一保険料率による危険のプール化等により、高所得者から低所得者、健康者から病弱者、現役世代から引退世代といった援助関係を設定するものであり、生存権＝国家責任以前から社会保障を担ってきたものである。
- ③ 強力な社会連帯関係を設定する累進税制の導入により、租税を財源として行われる公的扶助の根底にも、社会連帯原理が存在するに至っている。
- ④ この社会連帯原理は、社会構成員間の「人間的愛情」（自然発生的なものから理性的自覚に基づくものに至る）を前提とし、病人、高齢者、障害者等を当然に内包する共同体の内在的論理として、古くから存在するものであり、特に「人々を自利に駆り立てる資本主義経済社会の進展」に対抗し、市民法原理を修正する社会法原理として法規範化が要請されたものである。
- ⑤ これは、社会の構成員間を規律する原理であり、国家・国民間の関係の規定を中心とする憲法上に明確に現れるものではないが⁸⁾⁹⁾、国民年金法（1条）、障害者の雇用の促進等に関する法律（5条）等の実定法

にその発現がみられる¹⁰⁾。

- ⑥ 社会保障法は、社会構成員相互の横の関係としての社会連帯原理の上に、国家が責任主体となる生存権原理が加わって構成されている。

2 高藤説に対する評価と批判もしくは指摘

この高藤説については、生存権原理のみに立脚する社会保障法理解が、社会保障の法関係を「保障者としての国家」対「被保障者としての個人（受給者）」という二当事者関係に収斂させてしまいがちなのに対し、事業主、保険者、費用負担者としての個人、社会福祉法人等のサービス供給主体など、現実存在する多様な法主体に関する検討を可能にするものとして、肯定的な評価¹¹⁾も行われる一方で、いくつかの批判もしくは指摘がなされている。

最大の批判は、「社会連帯原理」なるものが、法原理として有すべき具体的効果を欠いているのではないか、というものである。(批判・指摘1)

有力な批判者の一人である初井常喜は、次のように述べる。

「社会保障法学の中で「社会連帯」理念を社会保障法の指導原理として導入することを主張する論者に問いたいのは、その法理上の効用如何の問題である。総論的検討にあたって「社会連帯」理念を強調する著作にあっても、各論的検討においてそれを法理に反映させた例を見ないだけに、その法理上の効用をあえて問いたいところである。ちなみに、立法論上の効用として、「社会保険」方式の立法政策的選択の理念的根拠と諸制度における財政負担制度創出の根拠以外に何か想定できるか？また、解釈論上の効用として、保険料その他の拠出金の滞納に対する規範的非難の理念的根拠以外に何か想定できるのか？ご教示願いたいところである。」¹²⁾

また菊池馨実も、「抽象的な「連帯」の主張の下、あらゆる所得移転や

費用負担が正当化されることとなりかね(ない)」との懸念を示し、「社会連帯理念が今後より一層説得力をもつために求められるのは、同理念が何を規範的に正当化し、限界づけるかを、個別具体的な社会保障制度との関連で明らかにすることである」とする¹³⁾。

第二に、初井は、社会保険制度以外の社会保障制度は社会連帯関係を基盤にするものではなく、したがって社会連帯には、社会保障法全体の基本原理となるような「法原理的基盤」が存在していない、とする¹⁴⁾。(批判・指摘2)

第三に、これは必ずしも批判ではないが、社会連帯は費用負担を導く原理であるとの見解が示されている。良永彌太郎は「社会連帯の考え方が具体的な形をとって現れるのはその費用負担のあり方の場面である」とし、菊池も、社会保障制度審議会の1995年勧告において、社会連帯の理念が「国民の負担との関係で論じられている点に留意する必要がある」と指摘する¹⁵⁾。上記の初井の批判の中にも、同様の趣旨が見受けられる。(批判・指摘3)

以下では、最も主要な批判と思われる批判・指摘1に対応し、初井のいう「法理上の効用」、すなわち社会連帯原理が法原理として有する具体的な効果について考察することを主たる目的とし、考察の過程において批判・指摘の2および3に答えることとしたい。

まずⅢ節では、20世紀に成立した福祉国家において、被用者間の連帯システムであった社会保険制度が、国家責任の下で国民国家規模での生存権の保障という目的を付与され、また、社会保険以外の制度が、福祉国家の政府を通じて社会連帯の性格を帯びるといふ、社会連帯原理と生存権原理のいわば「相互作用」の現象が認められることを述べ、その過程において批判・指摘2に答える。

次いでⅣ節では、この福祉国家において、社会連帯原理と生存権原理が相互に内容を規定する関係にあること、そして生存権原理との相互規定関

係の下、社会連帯原理は、生存権保障を目的とする給付と、これを支える負担の水準調整を領導するという法的な効果を有することを述べ、その過程において批判・指摘3に答える。

最後にV節では、IV節の結論を前提に、社会連帯原理が基本的小および具体的なレベルの双方において、法制度設計を領導し得ることを、現行の被用者年金制度を例として説明する。

III 福祉国家における社会連帯原理

社会連帯は、病人、高齢者、障害者等を当然に内包する共同体の内在的論理として、「どのような社会であれ、人間の共同体が成立すれば、その構成員の生活上の困難に対し相互に救済する仕組み」¹⁶⁾をもたらす強い普遍性を持っている。

例えば京極純一は、古代イスラエルにおける「共同社会の連帯」を定めた法規範として、在留外国人、孤児、寡婦の扶助に関する旧約聖書申命記の規定を紹介する。また高藤は、中世期フランスに発生した共済組合（Confrérie）や同業組合（Corporation）が、絶対王政やフランス革命政権の下で抑圧されながらも、ときには地下組織として存続し、19世紀後半における公認を経て、現在の社会保険制度に至った過程を描いている。ドイツにおいても、中世期に発生した相互扶助組織である兄弟団（Bruderschaft）やツunft金庫（Zunftkasse）が、教会や同業組合から、都市や領邦国家、さらには国民国家へと庇護者または監督者、そして活動の内容を変えながら存続し、現在の社会保険制度へと至ったことが知られている¹⁷⁾。

このように強い歴史的普遍性を持つ社会連帯が、法解釈や立法を領導する法原理として発現するか否か、また発現する場合にどのような具体的内容を帯びるかは、それぞれの時代の社会哲学によって規定されることとな

る。

ならば、現代における社会連帯原理の発現はどのようなものであろうか。筆者は、現代の社会連帯原理の発現は、20世紀における福祉国家の成立によって強く規定されていると考える。すなわち福祉国家においては、社会連帯原理をめぐって2つの特徴的な現象が生じている。第一は福祉国家において確立した生存権原理の連帯システム(社会保険制度)への影響であり、第二は福祉国家の政府(主として中央政府)を通じた、連帯理念の政策全般への影響、とりわけ生存権保障を目的とする施策への影響である。

1 生存権原理の社会保険制度への影響

それまで主として被用者間の連帯(共済)のシステムであった社会保険制度は、福祉国家において確立した生存権原理によって、大きく修正されることとなった¹⁸⁾。すなわち、①国家責任に基づく生活保障システムとして再構成され、②生存権保障という目標を付与されるとともに、③ベバリッジの包括性原則やラロックの一般化原則に象徴されるように、連帯規模が国民国家の規模に拡大(ないし、それを志向)することとなった¹⁹⁾。国民皆年金を目指して制定された国民年金法1条の規定「国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。」は、この国家責任、生存権保障の目的、および包括性ないし一般化の原則を表したものと捉えることができる。

さらに、生存権原理の確立に伴う給付の充実により、給付規模ひいては負担規模が拡大することとなった。このことは、連帯規模の拡大による構成員相互の紐帯の希薄化²⁰⁾と相まって、やがて拠出者と受給者の間に緊張をもたらすこととなり、連帯関係を維持するための人為的な所作が加えられることとなる²¹⁾。

さらに、福祉国家の成立に引き続く高齢化の進行は、給付規模＝負担規模を一層拡大させ、特に勤労世代と高齢世代の関係を緊張させることとなる。この結果、高齢化が進行した福祉国家においては、特に抛出者たる勤労世代の権利（財産権、生存権、幸福追求権）への関心が惹起されることとなる。

このように生存権原理による社会保険制度の修正は、普遍的で相当レベルの保障を可能にする一方で、国家の強制、連帯規模の人為的拡大、給付水準の向上、および人口の高齢化を通じ、やがて負担水準の妥当性に対する抛出者の意識を喚起することとなる。

2 福祉国家の政府を通じた、連帯理念の政策全般、特に生存権保障を目的とする施策への影響

岡田与好が指摘するように、そもそも社会連帯は福祉国家を基礎づける主要な理念の一つであり²²⁾、この福祉国家における政策全般が、多かれ少なかれ、社会連帯の性格を帯びることは自然の成り行きであった。この結果、社会連帯は、特に社会福祉施策や公的扶助に理念的基盤を提供することとなり²³⁾、わが国においても障害者基本法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者の雇用の促進等に関する法律など実定法のレベルにおいて、国民や事業者の責務を基礎づける理念として社会連帯が宜明されるに至っている。また高藤が指摘する通り、社会福祉施策や公的扶助の財源たる租税の累進構造も、福祉国家の政府を通じた社会連帯原理の作用の例といえる。このように、福祉国家の政府を通じて、社会連帯原理は社会保障制度全般にわたって「法原理的基盤」を有するに至っているといえよう。これが批判・指摘2への回答となる。

このような社会連帯原理の社会福祉施策や公的扶助への作用は、ノーマライゼーションを促進するなどの成果をもたらす一方で、連帯関係を根柢に抛出を求められる者の権利の自覚を促すことともなる。

なお、社会福祉施策や公的扶助の財源（租税）における累進構造を社会連帯原理の発現と捉えることに関し、初井は「他の国政一般における租税負担関係と何ら異なるところはな」く、「[「社会連帯」理念を社会保障給付に限ってことさらに強調しなければならないいわれはない]と反論する²⁴⁾。しかし、同様のことが生存権原理に当てはまらないわけではない。憲法25条の生存権条項の射程が、社会保障法のみには局限されるものではなく、環境法、さらには経済法、消費者法に及ぶことは広く了解されている²⁵⁾。このように社会保障法の外に、同様の原理の存在が認められるとしても、そのことをもって生存権原理や社会連帯原理が社会保障の法原理たることを否定されるわけではない。

また、高藤が累進税制を「社会連帯が強烈に現れた制度」と捉えるのに対し、初井は、累進税制が再分配の手段であるとしても、「それがなぜ連帯という概念を媒介に出てくるのか」という疑問を提示する²⁶⁾。マスグレイヴが指摘するように、課税原則としての能力説の背景にはさまざまな社会哲学が存在しており²⁷⁾、社会連帯を累進税制の唯一の理念とすることはできないであろうが、少なくとも、これが累進税制を支える理念の一つであることは否定し得るものではない²⁸⁾。さらに、累進税制を広く採用した福祉国家そのものが、上述のように社会連帯理念を基盤にするものであることに鑑みれば、「社会連帯が強烈に現れた制度」とまでは言い切れないにせよ、累進税制が社会連帯原理の現れであることは否定できないと思われる。

IV 社会連帯原理と生存権原理の相互作用

このように、福祉国家の下においては、被用者間の連帯システムであった社会保険制度が、国家責任による国民国家規模での生存権の保障という目的を付与され、また、社会保険以外の制度が、福祉国家の政府を通じて

社会連帯の性格を帯びるといふ、両原理のいわば相互作用の現象が認められる。そしてこのような相互作用の下、社会連帯原理と生存権原理の間には、それぞれが互いの内容を規定し、相互に具体性を付与する関係が生じることとなる²⁹⁾。

生存権原理により受給者に保障される給付水準は、どのように設定されるべきであろうか。受給者の生存権³⁰⁾を守るために抛出者が餓死することは正当化されるであろうか。朝日訴訟における裁判例は、生活保護基準の設定に当たって考慮すべき事項として、「国民経済力」、「国民の生活感情」、「一般国民の負担」といった、いわゆる生活外的要素を挙げるが、そこには、国民国家の領域において抛出者の経済力や生活水準、負担能力が向上するならば、受給者の保障レベルも向上すべきであり、また逆の場合には、受給者の保障レベルも再考されなければならない、という論理が内在している³¹⁾。これを導くものは、連帯関係を構成する抛出者と受給者の間の公平性に他ならない。連帯関係における公平性が、最低生活に関する具体的な保障水準、およびこれを支える負担水準の設定を導くのである。

他方、生存権原理もまた、連帯の程度に具体性を付与する。朝日訴訟一審判決があげる「社会的文化的発達程度」（控訴審判決においては「文化の発展」、上告審判決においては「文化の発達」といった要素もまた、保障水準の設定を領導し、ひいては負担水準、すなわち抛出者の連帯の義務の程度を規定することとなる。

このような生存権原理との相互規定関係の下、社会連帯原理は、生存権保障を目的とする給付とそれを支える負担の水準調整を導くという法的效果を具備しているといえる。これが批判・指摘1への回答となる。

なお、社会保障制度審議会1995年勧告が社会連帯を負担との関係で論じていることは、批判・指摘3が指摘する通りであるが、社会連帯原理の作用は本来的には対抛出者、対受給者の双方向のものであって、抛出者が常に負担の見直しを求められるというものではない。これが批判・指摘3へ

の回答となる。

さらにいえば、社会連帯原理は、「負担増・給付減」の方向にのみ作用するものでもない。例えば、勤労世代の賃金水準が上昇する局面では、賃金スライドによって年金給付を増大させるなど、経済情勢や人口動態によっては「負担減・給付増」の方向にも作用するものである。

V 社会連帯原理の「法理上の効用」

本節では、社会連帯原理が、基本および具体的なレベルの双方において、法制度設計を領導し得ることを、現行の被用者年金制度を例として述べる。

まず、社会連帯原理は、基本的な法制度設計のレベルにおいて、賦課方式を基本とする現行の被用者年金制度の存在を正当化する。特に新古典派経済学を背景に、賦課方式によって運営される被用者年金制度の廃止が主張され³²⁾、また『(主体的)自由』を社会保障の法理念とする立場からも、現行制度への加入強制は望ましくないとの主張が展開されている³³⁾。これに対し、社会連帯原理は、勤労世代(高藤の定義による「相対的強者」)が生み出した生産の果実を、高齢世代(同じく「相対的弱者」)の生活保障のために、所得代替率などを指標として移転する(同じく「援助する」)システムを規範的に正当化することとなる。

なお菊池は、現行制度について、高所得層に高額な給付が発生することに伴う世代間、世代内の公平の問題を指摘し、社会連帯原理によって「直ちに現行制度の基本設計が容認されるわけではな(い)」とする³⁴⁾。しかし、菊池が指摘する問題は、例えば厚生年金保険法43条1項に定める給付乗率を、米国式に平均標準報酬額に応じて逡減させれば解消ないし緩和し得る技術的な問題であり、これを理由に強制加入の被用者年金制度そのものを否定することは難しいように思われる。マクロの所得代替率などを基

準に世代間で所得移転を行うという基本的なレベルにおいて、社会連帯原理は現行の被用者年金制度の存在を正当化する。

次に、具体的な法制度設計のレベルにおいて、社会連帯原理は、連帯関係における公平性を介して、給付および負担の水準を導く。被用者年金制度については、廃止論とともに、財政論もしくは「経済社会の活力の維持・向上の視点」³⁵⁾から、給付水準を大幅に引き下げるとの提案がなされている。これに対して、生存権原理のみに依拠する規範論によっては、既定の保障水準の引下げは是非かという二分法的な前提の下、現行水準からの引下げ（いわゆる「改悪」）を許さないという総論的な抵抗の論理以上のもを具体的に示すことは、きわめて難しい。

例えば、この立場の有力な論者である初井は、保障水準の引下げを許容する要件として「よほど積極的な合理的根拠」をあげるに止まる³⁶⁾。また、そのような要件が具備した場合の引下げの程度についての具体的な指針も示されていない。少なくとも最低生活水準を上回る保障に関していうならば、具体的な「法理上の効用」の存否は、生存権原理のみを基本原理とする論者に対しても、厳しく問われているように思われる³⁷⁾。

これに対して社会連帯原理は、連帯関係における公平性から、例えば高度経済成長期における現役労働者の賃金上昇の下では賃金スライドを、勤労世代の可処分所得の低下ないし伸び悩みの下においては可処分所得スライドを、著しい人口変動の下では、マクロ経済スライドによる人口変動リスクの抛出者・受給者双方への配分を、というように、具体的な調整方法を導くことが可能であり、財政論からする給付削減圧力に対して、保障すべき具体的なレベルまたは具体的な調整方法をもって対抗するという「法理上の効用」を有している。

このように、社会連帯原理は、基本的な法制度設計のレベルにおける被用者年金制度の廃止論、また具体的な法制度設計のレベルにおける財政論的な給付抑制の主張に対して、具体的な対抗理論を提供するものであり、その「法理上の効用」は小さくないものとする。

以上、高藤説への批判や指摘を手がかりに、社会連帯原理についていくらかの考察を加えた。社会連帯原理に関する理論展開がさらに図られることを期待しつつ、拙稿を閉じることとしたい。

注

- 1) 高藤1986、高藤1993、高藤1994。
- 2) 日本社会保障法学会の歴史と蓄積を踏まえたと言われる『講座 社会保障法』(全6巻)において、高藤説はほとんど言及されていない。ごく簡単な言及箇所として、河野2001, p.29、竹中2001, p.42、橋本2001, p.26。
なお、河野論文は1970年代前半までの社会保障の展開について、まず「戦後体系の成立期」においては、生存権理念によってナショナル・ミニマムの保障が追求され、ついで「戦後体系の拡充期」においては、社会連帯理念によって相当生活水準の保障が追求された、とする(河野2001, pp.5-9)。
また、伊奈川論文は、「社会保障法の基礎を人類の普遍的概念である連帯」に求め(伊奈川2001, p.289)、伊賀論文も、自然災害の被災者の生活再建に関する国家の義務を「人間的連帯」から導き出しており、興味深い(伊賀2001, p.199)。
- 3) 高藤1986, p.10。なお高藤は、このような援助関係においても、被保障者(相対的弱者)は、「保障の一方的対象者ではなく」、援助者の責務に対応した一定の責務を負う、としていることに注意を要する。旧心身障害者対策基本法、障害者の雇用の促進等に関する法律の規範内容の分析に基づき、これを述べるものとして、高藤1993, pp.39-41。
- 4) 高藤のように社会連帯を「相対的強者が相対的弱者を援助する関係」と捉える見解に対し、倉田聡はドイツの疾病保険法制における社会連帯が「経済的な意味での財貨の移転のみならず、被保険者の結社=社団を意味」することを指摘する(倉田1997, pp.317-319)。この意味での「社会連帯」を社会保障法の基本原理と考える場合には、結社に属さない者を連帯関係においてどのように位置付けるかが課題となる。倉田は社会福祉における社会連帯の在処に関する考察を進めているが(倉田2001, pp.136-139、倉田2003, pp.637-641)、さらには、年金保険制度における年金受給者や医療保険制度における被扶養家族、公的扶助の受給者などを連帯関係の外部にあるものと捉えるか、逆に連帯

関係に包摂するかについての検討が必要となろう。

- 5) 高藤が、社会連帯を単なる社会規範としてではなく、強制の要素を帯びた法規範としての意義や効果をもつ「法原理」とするのに対し（高藤1993, pp.46-47）、堀勝洋は「権利・法規範ではなく、社会保障の基盤となる理念にとどまっている」とする（堀1997, p.72、堀2004, p.100）。しかし、高藤も、「社会連帯原理が法的原理であるといっても、そこからの具体的な権利・義務は当然には生じず」、「国家としてはそれを尊重し、必要な場合は立法その他でそれを保護、推進する、抽象的ながらも一の法的義務を負うという効果」に止まるものとしており（高藤1993, pp.53-54）、両者の認識にさほどの違いはないように思われる。高藤の法理解は、準則（rule）と原理（principle）を区別しつつ、いずれも法（law）と捉えるドゥオーキンのそれに近い（もしくは、等しい）といえよう。Dworkin1978, chap.2 参照。
- 6) 河野2001, p.4。ただし高藤は、国民健康保険法の外国人への適用排除事件に関する東京地裁判決において、社会連帯に関する解釈論が展開されていることを指摘している。東京地判平成7・9・27（判タ901号149頁、判時1562号41頁）および日本社会保障法学会第30回大会質疑応答における高藤発言（『社会保障法』12号1997, p.237）参照。
- 7) 高藤1994, pp.22-50、高藤1986、高藤1993参照。
- 8) 高藤1994, p.25参照。ただし高藤は、憲法13条の幸福追求権には社会連帯権が含まれ、かろうじて憲法上の根拠が見出されるともしている（高藤1993, p.52）。他方、憲法学や法哲学においては、古くは木村亀二、近くは佐藤幸治らにより憲法13条（および12条）の「公共の福祉」が社会連帯を意味する（木村1949, pp.82-83）、もしくは社会連帯性の必要の認識に立脚している（樋口ほか1994, p.239, p.246, p.258〔佐藤幸治執筆〕）との見解が示されている。この憲法13条と社会連帯原理の関係は考察を要する一つのテーマであるが、ここではテーマの所在の指摘に止める。
- 9) 厳格な法実証主義に立つ場合は格別、憲法上の明文の規定の不存在を理由に、社会連帯原理の存在を否定すべきではない。20世紀の基本権としての生存権の原理が、憲法上の規定の有無にかかわらず、各国の社会保障法の立法や解釈を領導していることから明らかなように（参照、大須賀1984, pp.4-5）、原理の存在は、憲法上の規定の有無によってはかられるものではない。原理が、ときとして明文の規定の形をとらないことにつき、田中1994, p.51、Dworkin 1978, pp.39-40参照。
- 10) 他に障害者基本法（6条、16条2項、18条2項、19条3項）、身体障害者福祉法（3条2項）、知的障害者福祉法（2条2項）、老人保健法（2条1項）、介護保険法（1条、4条2項）。
- 11) 加藤ほか2001, p.52〔菊池馨実執筆〕、菊池2000, p.138。

- 12) 梶井1997, p.152。
- 13) 菊池2000, p.255。この他、菊池2000, p.138、良永1997, pp.126-127参照。
- 14) 梶井1997, pp.150-152。
- 15) 良永1997, p.126、菊池2000, p.12。
- 16) 堀2004, p.99。
- 17) 古代イスラエルの申命記について、京極1997, p.391参照。申命記とはエジプト脱出後(紀元前15世紀または13世紀とされる)の古代イスラエル社会における、祭祀と社会生活を規定した法典(トーラー、律法)の一つである。なお、申命記の引用箇所について、「14:28,19」とあるのは「14:28,29」の誤りと思われる。フランスについて、高藤1994, pp.31-48、ドイツについて、土田1997参照。国民健康保険制度創設前に存在していたわが国の医療互助組織(「定礼」もしくは「常礼」)を紹介するものとして、国民健康保険協会1948, pp.229-249、江口1996, pp.65-67。
- 18) もっとも、生存権原理の影響の程度は、国によって差異がある。エスピンアンデルセンの類型(Esping-Andersen 1990, pp.26-29)に依拠すれば、社会民主主義レジーム、保守主義レジーム、自由主義レジームの順にその影響度は弱まっていくこととなる。特に、自由主義レジームに分類されるアメリカやカナダについては、本稿に述べる福祉国家の特徴が該当しない可能性がある。(アメリカに関し、富永健一は「いまなお福祉国家とはいえない」とし、正村公宏も、「福祉国家」と呼ぶことにはいまでも抵抗感がある」とする。富永2001, p.121、正村2000, p.60。)さらに、このような福祉国家の諸類型に鑑みれば、わが国の社会保障法の原理を、アメリカを対象とする比較法研究に基づいて論じることには、相当の説明が必要なように思われる。
- 19) 高藤は、「この原理は一国内だけではなく、今後の国際化社会においては、国際的規模に発展すべきものである」とするが(高藤1994, p.50)、少なくとも福祉国家における社会連帯原理は、国家責任の下において国民国家をその範囲として機能するものであると思われる。さらに、社会連帯原理が国際的規模のものとなるか否かは、ミュルダールが展望したように、現代の「福祉国家」が「福祉世界」への途を歩むか否かという、ポスト福祉国家の姿如何によることとなるが(Myrdal 1960, p.176, pp.265-266)、後述のように、連帯規模の拡大(被用者間の連帯から国民連帯への移行)に伴って、連帯関係を人為的に維持せざるを得なくなった経緯に鑑みれば、その規模がさらに拡大するとの展望は相当に困難のように思われる。
- 20) 堀1997, p.71。
- 21) 社会保険制度における国庫負担の導入や拡大は、生存権保障主体としての国家の責務の遂行とともに、保険料水準の抑制による拠出者と受給者の紐帯の維持(特に世代間の連帯関係の緊張緩和)を目的とするものと捉えることができ

- る。
- 22) 岡田1984, p.35。京極は「相互扶助 (mutual help)」、 「共同社会の連帯 (community solidarity)」を「福祉国家の……基礎にある……指導理念」とする(京極1997, p.394, p.391)。またミュルダールは、福祉国家の形成を「自由 (liberty)」、「機会均等 (equality of opportunity)」、「同胞関係 (common brotherhood)」という道義的信条 (moral tenets) が実現されてきたものとする (Myrdal1960, pp.162-164)。この他、福祉国家の基礎理念の一つとして相互扶助 (mutual aid) を挙げるものとして、Smith1951, pp.369-370。
- 23) 堀は、公的扶助について「国家が構成員の社会連帯の理念に基づき給付を行うととらえることができ(る)」とする(堀2004, p.100)。ティトマスは、利他主義 (altruism) に基づく贈与関係 (gift relationship) が、社会政策の基底をなしているとする (Titmuss 1970)。19世紀末から20世紀初頭のフランスにおいて、社会連帯の理念に基づき、医療扶助、児童扶助、高齢者・身体障害者・廃疾者扶助等の近代的な公的扶助制度の基礎が築かれたことについて、中村1973, pp.199-200, pp.207-210、林1999b, pp.268-271。無拠出制の社会扶助であるフランスの社会参入最低所得制度 (revenu minimum d'insertion) が社会連帯理念に基づくことを指摘するものとして、小沢2001, pp.222-224, pp.229-230、林1999a, p.234。
- 24) 初井1997, p.151。
- 25) 環境法と憲法25条の関係について、さしあたり阿部・淡路1999, p.35 [淡路剛久執筆] 参照。経済法と憲法25条の関係について、さしあたり丹宗暁信2002, p.25参照。西陣ネクタイ事件一審判決 (京都地判昭和59・6・29判タ530号265頁) は、繭糸価格安定法による国内養蚕農家の保護策 (輸入制限) の根拠を憲法25条に求める。消費者法と憲法25条の関係について、さしあたり鈴木1990, pp.251-252, p.277参照。なお、星野英一は消費者法の理念として「博愛と連帯の精神」を挙げており興味深い (星野1993, p.231)。
- 26) 日本社会保障法学会第30回大会質疑応答における高藤、初井発言 (『社会保障法』12号1997, pp.237-238)
- 27) Musgrave 1959, p.91。
- 28) 武川正吾は、「連帯は再分配の理念的表現であり、再分配は連帯の名の下に行なわれる」とする (武川1997, p.263)。19世紀末から20世紀初頭のフランスにおいて、社会連帯思想の具現化として累進所得課税が構想されたことについて、中村1973, p.200、林1999b, p.270。
- 29) 高藤も、福祉国家において、社会連帯原理と生存権原理の間に緊密な協力関係が現れたと述べるが (高藤1994, pp.45-47)、「dualism」、「一体関係」、「二元的関係」、「両原理不可分一体の二重関係」といった用語の揺れや抽象性に見られるように、その具体的内容は必ずしも分明ではない。

- 30) 以下では「生存権」を、憲法25条の解釈に関するいわゆる「1項2項分離論」を前提として、同条1項が規定する「人間的最低生活権」と、2項が規定する「生活向上権」の双方から構成されるものとして論じる。堀2004, pp.139-148参照。
- 31) 東京地判昭和35・10・19行集11巻10号2921頁(朝日訴訟第一審判決)、東京高判昭和38・11・4行集14巻11号1963頁(同控訴審判決)、最大判昭和42・5・24民集21巻5号1043頁(同上告審判決)参照。とりわけ第一審判決は、「国民経済力」および「国民の生活感情」という、所得移転を支えるマクロ経済的要素と主観的要素を例示し、両者を予算配分より高次の要素、すなわち予算配分を「指導支配」し生活保護基準の設定を覇束する要素と位置づける。生活保護給付の水準設定が「国民相互間での国民所得の再配分のあり方の問題」であることを指摘するものとして岩村2001, p.32,34)
- 32) 代表的なものとして八田・小口1999。また、経済同友会2002参照。
- 33) 菊池2000, pp.160-172。
- 34) 菊池2000, p.161。
- 35) 日本経済団体連合会社会保障委員会年金改革部会2003。また、日本経済団体連合会2003参照。
- 36) 榎井1972, p.90。
- 37) 倉田は、従来の社会保障法学について「最低生活保障以上の社会保障給付をどのような水準に設定すべきかという問題については、これまで規範論の立場から明確な解答を与えることができなかった」と指摘する(倉田2003, p.621)。福武直も、いわゆる権利主義的社会保障論が、「給付が一定の水準に達し、他方負担が将来過重になることが見込まれる」局面の下においては、「攻撃力を失ってしま(い)」、財政論からする社会保障抑制論の論理を脅かすものとはなり得ないことを指摘している(福武1983, p.11)。

引用文献

- 阿部泰隆・淡路剛久編(1999)『環境法 第2版追補』, 有斐閣
- 伊賀興一(2001)「自然災害被災者に対する公的支援法システムの課題 - 市民立法運動の経験から」, 日本社会保障法学会編『講座 社会保障法 第6巻 社会保障法の関連領域 - 拡大と発展』, 法律文化社
- 伊奈川秀和(2001)「社会保障をめぐる国際協力」, 日本社会保障法学会編『講座 社会保障法 第1巻 21世紀の社会保障法』, 法律文化社
- 岩村正彦(2001)『社会保障法 I』, 弘文堂
- 江口隆裕(1996)『社会保障の基本原則を考える』, 有斐閣
- 大須賀明(1984)『生存権論』, 日本評論社

- 岡田与好（1984）「『福祉国家』理念の形成」，東京大学社会科学研究所編『福祉国家 1 福祉国家の形成』，東京大学出版会
- 小沢隆一（2001）「フランスにおける福祉国家の「再定義」－社会保障とその財政の改革をめぐる一」，北野弘久先生古稀記念論文集刊行会編『納税者権利論の展開』，勁草書房
- 加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子（2001）『社会保障法』，有斐閣
- 河野正輝（2001）「社会保障法の目的理念と法体系」，日本社会保障法学会編『講座 社会保障法 第1巻 21世紀の社会保障法』，法律文化社
- 菊池馨実（2000）『社会保障の法理念』，有斐閣
- 木村亀二（1949）「法の理念としての公共の福祉」，田岡良一編『恒藤博士還暦記念 法理学及国際法論集』，有斐閣
- 京極純一（1997）「社会保障と政治過程」，『季刊社会保障研究』32巻4号，国立社会保障・人口問題研究所
- 倉田聡（1997）『医療保険の基本構造－ドイツ疾病保険制度史研究』，北海道大学図書刊行会
- 倉田聡（2001）『これからの社会福祉と法』，創成社
- 倉田聡（2003）「社会連帯の在処とその規範的意義－社会保障法における「個人」と「国家」そして「社会」－」，『民商法雑誌』127巻4・5号，有斐閣
- 経済同友会（2002）「急激に進展する少子高齢化社会に向けた持続可能な公的年金制度への抜本改革」
- 国民健康保険協会編（1948）『国民健康保険小史』，国民健康保険協会
- 鈴木深雪（1990）「消費者行政と法」，宮坂富之助・谷原修身・内田耕作・鈴木深雪『現代経済法講座5 消費生活と法』，三省堂
- 高藤昭（1986）「社会保障法における生存権原理と社会連帯原理」，『現代の生存権－法理と制度－ 荒木誠之先生還暦祝賀論文集』，法律文化社
- 高藤昭（1993）「社会連帯の法理と福祉国家」，『社会労働研究』40巻1・2号
- 高藤昭（1994）『社会保障法の基本原理と構造』，法政大学出版局
- 武川正吾（1997）「一社会学者の見た皆保険・皆年金」，『季刊社会保障研究』33巻3号，国立社会保障・人口問題研究所
- 竹中勲（2001）「社会保障と基本的人権」，日本社会保障法学会編『講座 社会保障法 第1巻 21世紀の社会保障法』，法律文化社
- 田中成明（1994）『法理学講義』，有斐閣
- 丹宗暁信（2002）「現代経済法総論」，丹宗暁信・厚谷襄仁編『新現代経済法入門〔第2版〕』，法律文化社
- 土田武史（1997）『ドイツ医療保険制度の成立』，勁草書房
- 富永健一（2001）『社会変動の中の福祉国家 家族の失敗と国家の新しい機能』，中央公論新社

- 中村睦男(1973)『社会権法理の形成』, 有斐閣
- 日本経済団体連合会(2003)「今年年金制度改革についての意見」
- 日本経済団体連合会社会保障委員会年金改革部会(2003)「厚生労働省『方向性と論点』について -2004年の年金改革に向けた社会保障委員会年金改革部会の見解-」
- 橋本宏子(2001)「福祉をめぐる状況と展望」, 日本社会保障法学会編『講座 社会保障法 第3巻 社会福祉サービス法』, 法律文化社
- 八田達夫・小口登良(1999)『年金改革論 積立方式へ移行せよ』, 日本経済新聞社
- 林信明(1999a)「社会扶助」, 藤井・塩野谷編『先進諸国の社会保障⑥ フランス』, 東京大学出版会
- 林信明(1999b)『フランス社会事業史研究 -慈善から博愛へ、友愛から社会連帯へ-』, ミネルヴァ書房
- 樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂(1994)『注解法律学全集 憲法I』, 青林書院
- 福武直(1983)「社会保障と社会保険論」, 社会保障研究所編『社会保障の基本問題』, 東京大学出版会
- 星野英一(1993)「消費者法」, 阿部斎編著『変動する日本社会』, 放送大学教育振興会
- 堀勝洋(1997)『現代社会保障・社会福祉の基本問題 21世紀へのパラダイム転換』, ミネルヴァ書房
- 堀勝洋(2004)『社会保障法総論第2版』, 東京大学出版会
- 正村公宏(2000)『福祉国家から福祉社会へ 福祉の思想と保障の原理』, 筑摩書房
- 初井常喜(1972)『社会保障法』, 総合労働研究所
- 初井常喜(1997)「総論的検討 -社会保障法の理念と制度体系」, 『社会保障法』12号, 日本社会保障法学会
- 良永彌太郎(1997)「高齢者所得保障の費用負担」, 河野・菊池編『高齢者の法』, 有斐閣
- Dworkin, R. (1978) *Taking rights seriously*, Harvard University Press
- Esping-Andersen, G. (1990) *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Princeton University Press
- Musgrave, R. A. (1959) *The Theory of Public Finance: A Study in Public Economy*, McGraw-Hill Kogakusha
- Myrdal, G. (1960) *Beyond the Welfare State: Economic Planning and Its International Implications*, Yale University Press
- Smith, N.A. (1951) "Theory and Practice of the Welfare State", *The Political*

Quarterly, Vol.22

Titmuss, R.M. (1970) *The Gift Relationship: from human blood to social policy*,
Allen & Unwin